

川越市 AI デジタルドリルの導入 に係る公募型プロポーザル実施要領 (兼募集要項及び説明書)

令和 8 年 3 月 27 日 (金)

【問合せ先】

=====

〒350-8601 埼玉県川越市元町 1-3-1

川越市教育委員会 学校教育部教育指導課 ICT 教育担当

049-224-8811 (代表)

049-224-5483 (直通)

e-mail : kyoikushido★city.kawagoe.lg.jp

※メールを送信する際は、★を@に置き換えること。

=====

第1章 基本事項

1 目的

本件は、川越市（以下「発注者」という。）の市立小・中学校で使用する AI デジタルドリル^{※1}（以下「ドリル」という。）の導入において、SaaS 型ドリルを提供する事業者を公募型プロポーザル方式により選考するため、ここに必要な事項を定めるものである。

※1 本件におけるドリルとは、AI（人工知能）が一人ひとりの学習進度を分析し、その児童生徒に最適な問題を出題するデジタル版の問題集である。

2 利用期間

令和 8 年 7 月 27 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
契約締結日から令和 8 年 7 月 26 日までは、動作検証及び研修等の準備期間とする。

3 利用場所

川越市教育委員会（教育指導課 川越市元町 1 - 3 - 1）及び市立小・中学校

4 提案上限額（本項記載の額は、消費税及び地方消費税を含む）

118,919,000 円（利用期間中のサービス利用料の総額（準備期間中の作業費含む））

5 支払

発注者の検収後にサービス利用料として利用期間中の費用総額を一括で支払う。

なお、本事業は国の「地域未来交付金（デジタル実装型）TYPEA」の活用を見込む事業である。

6 仕様

「川越市 AI デジタルドリルの導入仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

7 募集要項及び説明書の交付方法

このプロポーザルに係る関係書類については、発注者ホームページからダウンロードすること。[\(https://www.city.kawagoe.saitama.jp/\)](https://www.city.kawagoe.saitama.jp/)

8 スケジュール（予定）

No.	内 容	日 時
1	手続開始の公告	令和8年3月27日（金）
2	実施要領等の交付期間	令和8年3月27日（金）から 令和8年4月8日（水）17時まで
3	公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）提出期限	令和8年4月10日（金）17時まで
4	資格確認期間（デモサイトでの機能要件書兼回答書（様式4）の確認を含む）	令和8年4月13日（月）から 令和8年4月14日（火）まで
5	公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式6）	令和8年4月17日（金）までに電子メールにて通知
6	プロポーザル提案要請書（様式7）の発送	提案（プレゼン）を要請する参加者には、様式6と同時に郵送 ※郵送事故を想定し、様式7は電子メールでも送付
7	質問の受付	・参加資格に関するものは、公告日から令和8年4月8日（水）17時まで ・機能要件、プレゼンテーション審査及び提案書に関するものは、様式1提出後から令和8年4月22日（水）13時まで
8	質問の回答	・参加資格に関するものは、電子メールにて、個別に返信 ・機能要件、プレゼンテーション審査及び提案書に関するものは、様式1の提出者全員に電子メールで送信
9	質問の最終回答日（回答期限）	令和8年4月28日（火）
10	提案書の提出期限	令和8年5月8日（金）17時まで
11	デモサイトによる検証期間	令和8年5月11日（月）9時から 令和8年5月13日（水）17時まで
12	プレゼンテーション審査（ドリルのデモンストレーション含む）	令和8年5月中旬
13	優先交渉権者の決定、審査結果の通知	審査から3日以内に市HPで公表
14	仕様、価格等の協議、庁内手続き等	令和8年5月下旬
15	契約締結	令和8年6月初旬から中旬
16	準備期間	契約締結日から 令和8年7月26日（日）まで
17	ドリルの本稼働	令和8年7月27日（月）

※契約締結までのスケジュールは、変更する可能性あり

第2章 参加申込みに関する事項

1 参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、本要領の公告日において、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定により、発注者における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約締結日までの間のいずれかの日において、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 法人市民税、法人税並びに消費税及び地方消費税、その他発注者より課された市税に滞納がないこと。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はISMSクラウドセキュリティ認証の認定を受けており、定期的に更新がされていること。

2 応募方法、募集期間・受付時間、受付場所及び提出書類

(1) 応募方法

参加者は、募集期間内に受付場所へ提出書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

(2) 募集期間・受付時間

募集期間：令和8年3月27日（金）から令和8年4月10日（金）17時まで

※ 実施要領等の交付期日は令和8年4月8日（水）まで

受付時間：平日9時から17時まで（12時から13時は除く）

(3) 受付場所

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市教育委員会 学校教育部教育指導課 ICT教育担当

(4) 提出書類

参加者は、募集期間内に①から⑧までの書類を提出すること。

① 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ ドリル契約実績一覧（様式3）

※ ここでの契約実績とは、メーカー又は販売代理店を問わず、参加者自体が自治体とドリルの提供に係る契約締結をした実績とする。

④ 機能要件書兼回答書（様式4）

⑤ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は ISMS クラウドセキュリティ認証の認定を証する書類（写し）

⑥ 消費税及び地方消費税の納税証明書

法人「その3」又は「その3の3」

個人「その3」又は「その3の2」

証明書には、未納の税額がない旨の記載があることが必要とする。

⑦ 市税の納付に係る誓約書兼同意書（様式5）

※ 発注者から市税として課されている税がなくても提出すること。

⑧ デモ（検証）サイトの URL やゲスト ID 等を記したもの（様式自由）

※ ゲスト ID の数 10 程度（同じ ID で同時にログイン可能な場合は1つでも可）

なお、児童生徒の他に教員用のゲスト ID の提示が可能であれば記載。

3 参加資格の確認及びプロポーザル提案要請

参加資格の確認は、発注者が提出された書類により審査し、令和8年4月17日（金）までに、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式6）」により結果を通知する。

併せて、プロポーザルへの参加を要請する者には「プロポーザル提案要請書（様式7）」により、提案書の提出を要請する。

4者以上から参加表明があった場合は、ドリル契約実績一覧（様式3）及び機能要件書兼回答書（様式4）による書類審査（点数化による比較）を行ったうえで、プロポーザルへの参加要請者3者選考する。

なお、書類審査時に機能要件書兼回答書（様式4）の回答欄に疑義が生じた項目については、事務局においてデモサイトにアクセスし、内容を確認する。

4 質問の受付・回答

このプロポーザルに関して質問がある場合には「質問書（様式8）」に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に電子メールで提出すること。

電話での問い合わせは受け付けない。

(1) 受付期間

参加資格に関する質問は、公告日から令和8年4月8日（水）17時まで
その他、機能要件、プレゼンテーション審査、提案書等に関する質問は、様式1の
提出後から令和8年4月22日（水）13時までとする。

なお、機能要件等の質問に関しては、様式1の提出者に限定する。

質問回数は制限しないが、一定量をまとめて質問することを要請する。

(2) 提出場所

川越市教育委員会 学校教育部教育指導課

電子メールアドレス： kyoikushido★city.kawagoe.lg.jp

（実際に送信する際は、★を@に置き換えてください）

メールの表題： 【参加者名】 プロポーザルに関する質問書の送付

(3) 質問の回答

参加資格に関する質問は、個別に電子メールで返信する。

機能要件等に関する質問は、回答時点で参加資格確認が完了している全ての参加表
明者へ電子メールで回答する。

質問の回答は、質問受付後2営業日を目途に回答し、遅くとも令和8年4月28日
（火）までにすべての質問に回答する予定である。

5 デモサイトによる検証

本件の審査にあたっては、発注者がドリルを操作し、機能要件書兼回答書（様式4）の
内容を検証する期間を設けるため、その検証用の(オンライン)デモサイトを用意する必
要がある。

6 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は「辞退届（様式11）」にその理由等を記載
のうえ、速やかに電子メール等にて提出すること。なお、プロポーザル参加を辞退した
ことにより、将来にわたり不利益な扱い（入札参加停止措置等）を受けることはない。

第3章 提案書等の提出及び作成に関する事項

1 提案書等の提出期限、場所、書類、方法及び参加辞退

参加者のうち、発注者から提案を要請された者（以下「提案事業者」という。）は、下記の提出期限までに、書類一式を直接持参又は郵便（簡易書留、提出期限必着）で提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月8日（金）17時まで

※提出する前に、事前に電子メールにて提出日時を連絡すること。

(2) 提出場所

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市教育委員会 学校教育部教育指導課

(3) 提出書類

- ① 提案書
- ② 参考見積書（様式9）
- ③ 会社案内、パンフレット等

(4) 提出方法

本章(3)の提出書類を、バインダー等に綴じた状態で2部提出すること。その他①については書類をPDF化し、電子媒体（CD-R又はDVD-R）で1部提出すること。

なお、参考見積書（様式9）の1部は必ず社印を押下すること。

2 提案書の規格、条件

本件でのプレゼンテーション審査においては、ドリルのデモンストレーションを中心に審査するため、以下の項目を順守し作成すること。

- (1) 提案書の形式は、A4用紙、横向き、両面印刷とし、文字サイズは原則12ポイント以上とする。ただし、図表等において、一部A3用紙を使用してもよい。この場合には、A3用紙をA4版に折り込むこと。
- (2) 「第3章 3 提案書の内容」に基づき正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料等を添付することがないように十分留意すること。必要に応じて、写真、イラスト、イメージ図等を使用してもよい。また、カラーも可とする。
- (3) 言語は日本語とし、記述内容はできる限り平易な用語を用いること。専門用語や略語等を用いる場合には、説明書きを加えること。
- (4) 提案書のページ数は問わない。提案書のボリュームやデザインは評価対象に加えないため、読みやすさや分かりやすさを重視して作成すること。
- (5) プレゼンテーション審査では、審査員はパソコンで提案書を確認するため、パソコン画面で見やすい表示となるよう留意すること。
- (6) 追加提案やオプション機能のように、参考見積書とは別に費用を要する機能等については、その旨が分かるように記載をすること。

(7) 本件については、提案書に提案事業所名、製品名を記載することは差支えない。

3 提案書の内容

下表の【項目】の順番は基本的に変えないこと。記載内容については、評価基準及び採点表（様式 10）の評価基準を参照のうえ作成すること。

【項目】	記載内容(例)
1 ドリルの説明 (デモンストレーション)	・ 製品の実績 ・ ドリルの特色や基本性能 ・ 機能面の特色 ・ 操作性の特色 等
2. サポート体制	・ 研修方法 ・ 運用支援の特色 等
3. セキュリティ	・ データ保護対策
4. 追加提案 ※ 本項目は、選択制であり、 記載がなくても差し支えない。	・ 追加提案の内容

4 参考見積書の作成要領

参考見積書の作成に当たっては、以下のことを遵守すること。

(1) 参考見積書の様式は、「参考見積書（様式 9）」の様式を使用すること。

(2) 記載上の留意点

- ① 費用は単年度ではなく「第 1 章 基本事項 4 サービス利用期間」に係る経費の総額を記載すること。
- ② 参考見積書の記載額は、価格点の評価対象となるため、提案書の記載事項及び仕様書に記載の要件を達成するために必要となる全ての費用を含めた額とし、サービス利用期間中に別途費用が発生しないよう留意すること。
- ③ 参考見積書に記載する金額は、**見積もった金額の 110 分の 100** に相当する金額を記載すること。

第4章 審査に関する事項

1 審査委員会の設置

このプロポーザル業務に当たり、公平性、透明性、客観性等を確保するため、「川越市プロポーザル方式の実施に関する基本指針」（令和2年3月25日市長決裁）に基づき「川越市 AI デジタルドリル導入に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置した。審査委員会の委員構成は下表のとおり。

委員長	学校教育部長
副委員長	教育総務部長
委員	地域創生・DX推進担当部長
	こども未来部長

2 審査主体

このプロポーザル業務に関する審査は、審査委員会により行うこととする。審査委員会が審査・評価に当たり必要と認めるときは、業務担当職員を補助審査員として指名し、評価の一部を委任するものとする。

本件では、補助審査員として5名程度の指導主事が審査に加わり、デモサイトによる検証及びプレゼンテーション審査に参加し、主にドリルの性能について評価する。

3 事務局

審査委員会の庶務等を執り行う事務局は、川越市教育委員会学校教育部教育指導課とする。

4 優先交渉権者の選定方法

提案書の内容及びプレゼンテーション審査におけるドリルの機能面並びに価格面を評価し、総合的に最も優れた提案事業者を優先交渉権者に選定する。

なお、提案書の内容から明らかに要件を満たしていない提案又は提出書類に不備がある等により審査できない提案については、評価対象外とする。

5 評価項目

「評価基準及び採点表（様式10）」のとおりとする。

6 プレゼンテーション審査

(1) 評価者

審査委員会の委員及び補助審査員

(2) 審査順について

申込み順とする。

(3) 審査日程等

① 審査日

令和8年5月中旬（5月14日（木）～19日（火）を予定）のうち、発注者が指定する1日間とする。

※ 詳細については、別途通知する。

② 場所

川越市役所（川越市元町1-3-1）

※川越市内にある市の施設に変更する可能性あり

③ 参加者数

6名以内とする。

販売代理店の場合は、（ドリル）メーカーも同席可能とするが、それぞれ正規雇用者が参加すること。

(4) プレゼンテーション審査について

① 時間（45分）

・ドリルのデモンストレーションを中心とした提案書の説明 30分

・質疑応答 15分

② 「第3章3 提案書の内容」に基づいて、審査員等への説明及びデモンストレーションを行うものとする。30分以内における時間配分については、特段指定はしないが、項目の「2 ドリルの説明」のデモンストレーションに重点を置いた時間配分を希望する。

③ 審査においては、以下の物品は発注者が用意する。それ以外の物品（大型モニターに接続するパソコンやWi-Fiルーター等）は、提案事業者が用意すること。

・場所（会場）、机、椅子、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、電源

7 優先交渉権者の決定

プレゼンテーションの技術点及び参考見積書から算出した価格点を集計後、評価点の最も高い提案事業者を優先交渉権者とする。

ただし、優先交渉権者との交渉等の結果、契約に至らなかった場合は、次点の評価点を取得した参加者を優先交渉権者とする。

優先交渉権者に対しては、「参加申請書」に記載された担当者に対して通知する。その他の提案事業者に対しては、提案を採用しない旨の通知を行う。

なお、審査の経緯及びその内容に関する問合せ、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

※ 参加者が1者の場合

資格要件等の書類審査に合格し、かつ発注者が求める機能要件等を満たした場合は、一者によるプレゼンテーション審査を実施したうえで、審査委員会にて審議する。（提案上限金額を上回る場合は採用しない）

8 失格事由

下記の事項に該当した提案事業者は、審査基準に定める評価点に関わらず失格とする。

- (1) 本要領に定める参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）及び提案書等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提案書等の提出を要請した者以外の者が提案書等の提出等を行ったとき
- (4) 参考見積書の見積額が提案上限金額を超えているとき
- (5) 期限までに所定の手続きをしなかったとき
- (6) 審査の公平性を欠く行為があったとき
- (7) その他、提案に当たり著しく信義に反する行為があった等、審査委員会の委員長が失格であると認めるとき

9 その他

- (1) 提案書類提出等に係る経費は、全て参加者（提案事業者を含む）の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。提出書類の著作権は参加者に帰属し、審査において必要となった場合に限り、発注者は複製を作成できるものとする。
- (2) 本事業前から参加者が著作権を持つものは除き、本事業の履行過程において新たに生じた著作権、利用権（開示権含む）その他の権利は、発注者との共有とする。
- (3) 提出された提案書類は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）により取り扱う。
- (4) 本契約に関しては、仕様にそって詳細事項を協議後、契約するものとする。
- (5) 発注者から本提案及び本事業において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本事業手続以外の目的に供したり、本提案以外に無断で使用してはならない。
- (6) 提出期限後に、参加申請書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）及び提案書等に虚偽の記載等をした場合は、当該申請書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止措置を行うことがあることに留意すること。
- (8) 提案書の内容が実現不可能である事実が判明した場合もしくは実現可能である裏付けが存在しない事態が判明した場合は、発注者は契約を解除することができる。この場合において、発注者は契約解除により生ずると想定される損害に対する賠償を請求することができる。ただし、発注者と受注者の協議により変更した場合には、この限りでない。
- (9) その他本要領に記載のない事項については、協議の上決定する。